

2022年9月30日

各位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 有田 浩之
問合せ先 法務部 猪浦 純子
(TEL. 03-6703-7940)

上場ETFの約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とする下記ファンドにつきまして、下記の通り約款変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の対象となるファンド名称（銘柄コード）

i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF（為替ヘッジあり）	(1482)
i シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF（為替ヘッジあり）	(1496)
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF（為替ヘッジあり）	(1497)
i シェアーズ・コア 日本国債 ETF	(2561)
i シェアーズ 米国債 20 年超 ETF（為替ヘッジあり）	(2621)
i シェアーズ 米ドル建て新興国債券 ETF（為替ヘッジあり）	(2622)
i シェアーズ 米国政府系機関ジニーメイ MBS ETF（為替ヘッジあり）	(2649)
i シェアーズ 気候リスク調整世界国債 ETF（除く日本・為替ヘッジあり）	(2853)

2. 変更の内容

- ① 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価方法の記載につき、投資信託協会規則の定めに準じた内容を追加いたします。
- ② 信託報酬率の計算方法の文言を整備するため、約款変更いたします。

当該約款変更の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

3. 約款変更と書面決議の手続き等

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

4. 変更の日程

約款の届出日 2022年10月11日
約款変更日 2022年10月12日

別紙 約款 新旧対照表

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF (為替ヘッジあり)」

新	旧
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引</u>の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または<u>価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって</u>評価するものとします。</p> <p>④～⑦ (省略)</p>	<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>金利先渡取引および為替先渡取引</u>の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>④～⑦ (省略)</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア 日本国債 ETF」

追加型証券投資信託 「i シェアーズ 米国債 20 年超 ETF (為替ヘッジあり)」

追加型証券投資信託 「i シェアーズ 米国政府系機関ジニーメイ MBS ETF (為替ヘッジあり)」

追加型証券投資信託 「i シェアーズ 米ドル建て新興国債券 ETF (為替ヘッジあり)」

新	旧
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引</u>の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または<u>価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって</u>評価するものとします。</p> <p>④～⑦ (省略)</p>	<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>金利先渡取引および為替先渡取引</u>の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>④～⑦ (省略)</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF (為替ヘッジあり)」

追加型証券投資信託 「i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF (為替ヘッジあり)」

新	旧
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引</u>の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または</p>	<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>金利先渡取引および為替先渡取引</u>の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p>

<p><u>価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって</u> 評価するものとします。</p> <p>④～⑦（省略）</p>	<p>④～⑦（省略）</p>
<p>付表</p> <p>1. ～3.（省略）</p> <p>4. 約款第45条第2項の本約款付表に<u>規定する</u>計算方法とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>付表</p> <p>1. ～3.（省略）</p> <p>4. 約款第45条第2項の本約款付表に<u>定める</u>計算方法とは、次のものをいい、毎月第3営業日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <p>(以下、省略)</p>

追加型証券投資信託 「iシェアーズ 気候リスク調整世界国債 ETF（除く日本・為替ヘッジあり）」

新	旧
<p>付表</p> <p>1. ～3.（省略）</p> <p>4. 約款第45条第2項の本約款付表に<u>規定する</u>計算方法とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>付表</p> <p>1. ～3.（省略）</p> <p>4. 約款第45条第2項に<u>規定する</u>「別に定める計算方法」とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <p>(以下、省略)</p>

以上